

「PTA等共済法だより」が3周年を迎えました！

平成25年3月15日に第1号を発行してから今回で3周年を迎えました。この「PTA等共済法だより」は、顔が見える、皆さんを繋ぐ情報共有ツールとして月1回の発行を続けてまいりました。今後も必要なサポートができるように、皆さんの生の声をお聞きし、タイムリーな情報提供に心掛けていきたいと考えています。

発行3周年にあたり団体の皆さまからいただいた御感想や御意見等

●文科省での研修会に出席したり、全国の会議に出席したりして共済法について学んできました。それらの学びを補完し、事務局運営の幅を広げているのが「PTA共済法便り」だと感じています。法に基づいて事業を実施しているけれど「本当にこれでもいいのか」と思うことが多々あって、そんなときに便りに掲載されている他の団体の情報が大変ありがたいです。また「そろそろこんな書類を提出する時期ですよ」、「こんなことに気を付けて」などアナウンスをしてくださる。助けていただいています。できれば文科省のHPに便りも貼っていただけたらうれしいのですが、ちょっと欲張りでしょうか。(横浜市安全教育振興会 山元泰弘事務局長)

●早いもので、3周年を迎えるのですね。第1号は、当会がギリギリで25年度4月に事業開始できた(24年度申請の認可団体一覧の最後に掲載)証(あかし)の「共済だより」でもあります。このときは文字がまだ大きかったです。(笑)現在は、必要な情報が満載なので、文字もだんだん小さくなっています。皆さん是非、比較されてみてください。毎月、タイムリーな大事な情報を掲載、発行してもらうことで「日々の業務」について反省や見直し、さらには他団体の皆さんの様子などを知る(学べる)ことが出来ています。月一回発行は、文科省PTA等共済室(吉谷係長)の方々もかなりご負担かも知れませんが、もう少しゆっくりなペースでも構いませんのでこれからも「貴重な存在」として長く続けていただけたらいいと思います。(福岡県高等学校安全振興会 土屋和美さん)

●この職に就き初めて手にした共済だよりは第14号、早速バックナンバーも読み込んだことを思い出します。日々の業務に忙殺されて忘れがちな共済事業の原点を再認識したり、苦手な会計事務処理の考え方を学べるほか、全国の団体の状況報告は情報交換会の話題の糸口にもなっています。今後とも、私たちの身近にあるPTA共済室の象徴として共済だよりが充実発展されますようご期待申し上げます。(北海道高等学校安全振興会 井村美彦事務局長)

●子ども会では幅広く、活動に関わる役員がいます。少しづつでも、共済というものの理解を深めたいと思います。そのような方々へ向けてのコーナーを設けていただけたら、有難いと思います。(全国子ども会連合会 杉浦隆事務局長)

●PTA等共済だよりが3周年を迎えるとのこと。仕事が多忙の中、ご苦勞様でした。共済だよりが3周年を迎えるということは、当会も共済団体になり、まる3年ということ。あつという間の3年でした。移行時期の記憶があまりないような気がします。私は、この仕事に携わって三十年以上経ちます。もともと規程はありましたが、法律に基づく形ではありませんでしたので、かなり戸惑いもあり、頭の切り替えが大変な時もありました。(特に当会は他県の団体さんと異なっている部分もありますので)わからない時は、県の担当者及び吉谷さんにお聞きしてどうにか進んできたような形です。手探りのところもあり、そのような時は、前に発行された共済だよりも読み直して参考にさせていただいたこともあります。まだまだ、見直しをすることも出てくると思われまので、その際は、ご指導をお願いいたします。内容としては、それぞれの団体の問題についてどのような取組をしているかなどの紹介があればなお参考になるかと思われま。 (記事として載せられないこともあるかと思いますが) 今後とも毎月の発行は、大変と思いますが、引き続きよろしくをお願いいたします。(一般財団法人岩手県学校安全互助会 田中るり子さん)

●一番ありがたかったのはFAQコーナーでした。疑問に思っていること、どう処理すればいいのか分からないことなどが載っていて参考になりました。また、タイムリーな業務進行のアドバイスも助かりました。各団体の紹介も同じような課題を抱えつつ努力している様子がよく分かりよかったです。編集後記は、お堅く、近寄りがたい中央官庁のイメージを一新するもので、人間味を感じ、ほっとしました。(新潟県PTA安全互助会 駿河仁志事務局長)

●毎回、「PTA等共済だより」を楽しみにいたしております。役員の方々にも配付して、活用させていただいております。各団体の様子が、それぞれほんのり伝わってくるのがとても良いと思います。話題も、その時々トピックや、ともすると忘れがちな内容を掲載いただき大いに役に立っております。A4裏表の編集をされるだけでも、大変は作業だと思われま。編集の都合で削らざるを得ない内容等の特集号(臨時増刊号)なども期待して宜しいでしょうか? 今後とも、ご指導宜しくをお願いいたします。(神奈川県立高等学校安全振興会 関明事務局長)

●お陰様で、遠く離れた沖縄県もリアルタイムに全国の動きを知ることにより、足下を見つめ直し日々の業務を行うことができしております。また皆様の顔を知ることにより、『仲間意識』を感じ、共済法に守られ、仲間にも守られ、そして吉谷さんに見守られていることを実感しております。3年間、毎回手抜きのない濃い内容。法の説明、各県の取組を知るたびにどきどきする中、編集後記の人間味あふれる感性豊かな記述に触れ、安堵を覚えるという。そのような3年間でした。吉谷さんお疲れ様でした。ではなく、今後ともよろしく願います。と言えるこの喜び。ことしはなんてステキな春でしょう。(沖縄県PTA連合会 上原和歌子さん)

皆さん、ありがとうございました。



平成28年春の全国交通安全運動ー平成28年4月6日(水)～4月15日(金) ※4月10日(日) 交通事故死ゼロを目指す日 学校が始まるこの時期、各地域の実情に合わせ、交通安全教育の一層の充実を図っていただくようお願いいたします。

- おしらせ
- ・次年度以降に役員向け研修会やコンプライアンス研修会等を予定している団体で講師派遣が必要な場合は、日程調整が必要になる場合がありますので、お早目に御相談ください。
 - ・3月11日付け事務連絡において、各都道府県教育委員会宛に「PTA等共済法に基づく共済事業の認可申請に関する意向調査について」を依頼しています。本調査は、平成28年4月1日(来年度)現在の共済事業の担当者や認可申請等の意向をお聞きするものです。異動等がある場合は、新しい担当者の方へ引き継ぎをよろしく願います。
 - ・平成28年度第1回のPTA等共済法研修会は、自治体向け6月2日(木)13時～、団体向け6月3日(金)13時～の予定です。研修内容について御要望御意見がある場合は、是非ご連絡いただければと思います。申込案内等詳細は、4月下旬～5月上旬に御案内予定です。

認可後の運営や共済事業の見直し、指導や監督等について御相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室まで御連絡ください。

認可申請についての御相談もお待ちしております。一緒に解決していきましょう。

＜次号の発行予定：4月30日＞

■ PTA等共済室のあゆみ

共済室は、PTA等共済法が施行された平成23年度に新設されました。これまで5年間の歩みを振り返ってみたいと思います。

体制

「PTA等共済室」は、PTA・青少年教育団体共済法が施行された平成23年度に新設されました。係名としては、「PTA等共済指導係」です。以前は、社会教育課の中の地域・学校支援推進室内に他の局からの人員も集めて準備作業が始まりました。平成23年度当時は、社会教育課長がPTA等共済室長を兼任し、係長も法規係長が兼任しておりました。平成24年度からは、地域・学校支援推進室長がPTA等共済室長を兼任しています。平成27年度からは、所掌事務にPTA活動やPTA団体に対する事務も加わり、職員も今の3名体制となりました。

年度	室長	補佐	職員	所掌事務
23	塩見（課長が兼任）	西條	岡田係長、吉谷専門職、金井	PTA等共済に関する認可指導・監督
24	高木	中村	吉谷係長、櫻井専門職	PTA等共済に関する認可指導・監督
25	鍋島	佐藤	吉谷係長、向専門職	PTA等共済に関する認可指導・監督
26	鍋島	佐藤	吉谷係長、向専門職	PTA等共済に関する認可指導・監督
27	渡辺	下田	吉谷係長、会田専門職、松田	PTA等共済に関する認可指導・監督、PTA活動や団体に対する事務



共済室入り口の看板は手作り感いっぱい（笑）

認可

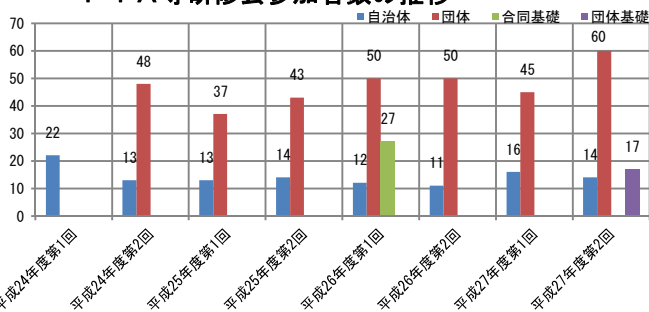
「PTA・青少年教育団体共済法」は、平成23年1月1日に施行されました。

（第一期）施行後平成22年度のうちに埼玉県内の2団体が、新設法人として認可を受け、その年の4月に事業を開始しました。平成23年度及び平成24年度は、主に旧制度の公益法人であった特例民法法人の認可申請が集中し、平成24年4月～平成25年4月に事業を開始しました。平成25年11月末が旧公益法人制度の移行期間の終了時期であったこともあり、平成24年度中に共済事業の認可を得たいとする動きがありました。（第二期）平成25年度になると認可申請もひと段落しましたが、その後平成26年度からは、一旦自主共済をやめていた団体等が、再度共済事業をはじめたいとする意向が増えました。（第三期）平成27年度に入り、意向にも変化がありました。児童生徒数が減少しPTAの収入も減少傾向にあるなか、資金の効率的な運用、そして財務の健全化を目的とする認可申請の検討の動きがみられるようになりました。現在の認可団体数は26団体です。

業務

平成23年当時の共済室の業務は、教育委員会及び団体からの照会に応える範囲での認可監督支援が多かったわけですが、平成24年度に入り、より積極的な支援に変化していきました。今は定例となった研修会も、はじめは、教育委員会担当者の認可審査支援という形で「事務担当者会議」として始まりましたが、その後団体からのニーズもあり、適正運営のための「研修」という形になっていきました。「PTA等共済法だより」が始まったのも同年度中、平成25年3月です。

PTA等研修会参加者数の推移



この頃から、認可申請に向けた相談および支援も増えてきました。文科省では毎年実施している意向調査や実施調査に基づき、教育委員会や団体への支援を実施しています。なかには、認可申請に向けた準備や審査が進まなかった例もありますが、団体、教育委員会、文科省、その他関係者が一つになって進めていくことによって乗り越えた例も複数あります。また、自主共済を実施するのがよいのかどうか悩む団体に対しては、共済事業のメリット・デメリットや手続の流れも提示しながら一緒に考えていくようにしていきました。

ここ数年、認可を受けた団体に対しては、「コンプライアンス（法令等遵守）」という観点からの支援を進めてまいりました。「コンプラ」という言葉に不慣れであった共済団体も今では、自主的な研修会を実施するなど、4年目にしようやく定着してきたのではないかと感じています。平成25年度以降は、教育委員会からの立入検査支援の依頼や共済団体からは、研修会実施の講師派遣の依頼が増えていきました。研修会においては、一般的な法制度や手続き面の説明の他、団体が抱える問題や課題等の解決を、全国的な状況や先行団体の事例も紹介しながら、さらには参加者の構成も踏まえつつ強弱をつけながらお話させていただきました。

研修会では、グループ討議の機会を増やし、なるべく多くの参加者が他団体との交流できるように工夫してまいりました。研修会の後の情報交換会も有効に活用していただき、各団体の連携にも大いに役立ったのではないかと感じています。

PTA等共済室

- 3月 3日（木）一般社団法人岩手県PTA連合会立入検査（岩手県教育委員会に同行・吉谷）
- 3月 4日（金）岩手県教育委員会生涯学習文化課立入検査事後指導・研修等（吉谷）
- 3月10日（木）一般社団法人埼玉県PTA安全互助会（会田）
- 3月16日（水）三重県PTA安全互助会法人化・共済事業認可に関する準備委員会（吉谷）
- 3月18日（金）一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会（吉谷）
- 3月30日（水）三重県PTA安全互助会臨時総会（吉谷）



3月3日岩手県PTA連合会立入検査

■ 編集後記

3月は、卒業シーズンであり、社会人にとっては、就職・異動・退職のシーズンでもあります。共済団体の事務局においても、今年度いっぱい退職される方々もいらっしゃいます。多くの方は、保険業法が改正になり、自主共済ができなくなり、PTA・青少年教育団体共済法の成立に向けて、苦労を共にしてきたメンバーかと思えます。思えば、この法律は、全国のPTAや互助会、青少年教育団体の皆さんの児童生徒等の安全・安心を願う強い想いが成立させたものであり、皆さんの法律と言ってもよいものと思えます。昨年11月、馳大臣は、優良PTA文部科学大臣表彰の祝辞の中で、大臣としてははじめてPTAの皆さんの前で、PTA等共済法についてコメントされました。皆さんの御苦勞が報われたものと思えます。今年度で御退職される事務局の皆さん、本当にお世話になりました。いつまでも元気で益々御活躍下さい。（PTA等共済室：吉谷）

